

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-4-2
許認可等の種類	雇用管理改善計画の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第1項			
許認可等の概要	雇用管理改善計画の変更の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>第五条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)又は中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>管理の改善の促進に関する法律の運用に当たっての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準について</p> <p>(1) 改善計画の変更の認定は、次に掲げる場合に必要であると思料されること。その他の軽微な変更については、別紙4を参考に都道府県知事が定める「改善計画変更届出書」の受理をもって変更の認定に代えることができると思料されること。</p> <p>(2) 認定組合等又は認定中小企業者は、法第4条第1項の認定に係る改善計画(以下「認定計画」という。)について、法第5条第1項の規定に基づき、変更の認定を申請しようとするときは、別紙5を参考に都道府県知事が定める「改善計画変更認定申請書」により、当該申請書1通及びその写し3通をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものであること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			